

山口市総合計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 山口市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に当たり、広く民間有識者等の意見を聴くことを目的として、山口市総合計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、総合計画の策定に関し必要な事項について調査、研究し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名程度で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)市民(公募委員とする。)

(2)各種団体の代表者又は構成員

(3)学識経験を有する者

3 公職にあることで選任された委員は、その公職を離れたときは委員の身分を失うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を取りまとめ、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は委員の任期とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長を務める。

2 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総合政策部企画経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月26日から施行する。